

【 検査 】**401 抗酸菌分離培養の液体培地法とそれ以外のものの算定回数について**

《令和6年12月27日》

○ 取扱い

結核に対する同日に採取した検体によるD020「1」抗酸菌分離培養（液体培地法）又は「2」抗酸菌分離培養（それ以外のもの）の算定は、原則として1回のみ認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

D020 抗酸菌分離培養検査は、抗酸菌感染症が疑われる場合に行われる検査で、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出する「液体培地法」と「それ以外のもの」とがあるが、結核の診断において、これらの検査の組み合わせによる複数回の実施は、臨床的意義が低い。

また、厚生労働省通知[※]に「検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。」と示されている。

以上のことから、結核に対する同日に採取した検体による当該検査の算定は、原則として1回まで認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について